

## 議案第 2 号

杉並区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 2 月 1 6 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区組織条例の一部を改正する条例

杉並区組織条例（平成 1 3 年杉並区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「政策経営部」を「政策経営部  
総務部」に、「環境清掃部」を「環境部」に改

める。

第 4 条政策経営部の項第 2 号を削り、同項第 3 号中「広報、広聴、」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「職員」を「条例等の立案」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 5 号中「並びに区有財産の管理」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号及び第 7 号を削り、同項の次に次のように加える。

総務部

- ( 1 ) 議会及び区の行政一般に関すること。
- ( 2 ) 職員に関すること。
- ( 3 ) 区有財産の管理に関すること。
- ( 4 ) 広報及び広聴に関すること。
- ( 5 ) 危機管理及び防災に関すること。
- ( 6 ) 他の部に属さない管理的事務に関すること。

第 4 条区民生活部の項第 1 号中「地域活動」の次に「及び協働」を加え、同条環境清掃部の項中「環境清掃部」を「環境部」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号中「リサイクル」を「ごみの減量及び資源化」に改め、同号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- ( 2 ) 地域エネルギーに関すること。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

新たな課題に適切に対応する執行体制とするため、組織を整備する必要がある。

杉並区組織条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第3条 杉並区に次の部を置く。</p> <p><u>政策経営部</u></p> <p><u>総務部</u></p> <p>区民生活部</p> <p>保健福祉部</p> <p>都市整備部</p> <p><u>環境部</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第3条 杉並区に次の部を置く。</p> <p><u>政策経営部</u></p> <p>区民生活部</p> <p>保健福祉部</p> <p>都市整備部</p> <p><u>環境清掃部</u></p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) _____区政情報及び電子計算組織に関すること。</p> <p>(3) <u>条例等の立案</u>に関すること。</p> <p>(4) <u>施設の建設及び保全</u> _____に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>政策経営部</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>議会及び区の行政一般に関すること。</u></p> <p>(3) <u>広報、広聴、区政情報及び電子計算組織に関すること。</u></p> <p>(4) <u>職員</u> _____に関すること。</p> <p>(5) <u>施設の建設及び保全並びに区有財産の管理</u>に関すること。</p> <p>(6) <u>危機管理及び防災</u>に関すること。</p> <p>(7) <u>条例の立案その他他の部に属さない管理的事務</u>に関すること。</p>
<p><u>総務部</u></p>	

(1) 議会及び区の行政一般に関すること。

(2) 職員に関すること。

(3) 区有財産の管理に関すること。

(4) 広報及び広聴に関すること。

(5) 危機管理及び防災に関すること。

(6) 他の部に属さない管理的事務に関すること。

区民生活部

(1) 地域活動及び協働の推進に関すること。

(2)～(6) 略

保健福祉部 略

都市整備部 略

環境部

(1) 略

(2) 地域エネルギーに関すること。

(3) ごみの減量及び資源化に関すること。

(4) 略

区民生活部

(1) 地域活動\_\_\_\_\_の推進に関すること。

(2)～(6) 略

保健福祉部 略

都市整備部 略

環境清掃部

(1) 略

(2) リサイクル\_\_\_\_\_に関すること。

(3) 略